

2026年5月28日

各位

碧海信用金庫

手形帳・小切手帳の発行受付終了に伴う  
各種規定の改定について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、2026年5月をもちまして手形帳・小切手帳の発行受付および自己宛小切手の発行受付を終了いたします。これに伴い、下記規定の改定を行いますので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 改定日

2026年6月1日

## 2. 改定する規定

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・納税準備預金規定

※改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますので  
ご了承願います。

## 3. 改定内容

各種規定の改定は、新旧対照表を参照ください。

以上

各種規定 新旧対照表

新	旧
<p>当座勘定規定 第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (手形、小切手用紙) (1)～(4) (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>第13条 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u></p> <p>第14条～第33条 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (手形、小切手用紙) (1)～(4) (略) <u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(6) (略) (7) (略)</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>第13条 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> <p>第14条～第33条 (略)</p>
<p>当座勘定規定 (専用約束手形口用) 第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (手形用紙) (1) (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第9条～第19条 (略)</p> <p><u>第20条 (反社会的勢力との取引拒絶)</u> この当座勘定は、<u>第22条</u>第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第22条</u>第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします</p> <p>第21条～第30条 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (手形用紙) (1) (略) <u>(2) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p><u>(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p><u>第9条 (手数料)</u> <u>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、別にお知らせした手数料を支払ってください。</u></p> <p>第10条～第20条 (略)</p> <p><u>第21条 (反社会的勢力との取引拒絶)</u> この当座勘定は、<u>第23条</u>第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第23条</u>第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします</p> <p>第22条～第31条 (略)</p>
<p>納税準備預金規定 1. ～5. (略)</p> <p>6. (預金の払戻し) (1)～(2) (略) (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当金庫は直ちに租税納付の手続きをします。<u>(削除)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>7.～21. (略)</p>	<p>1. ～5. (略)</p> <p>6. (預金の払戻し) (1)～(2) (略) (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当金庫は直ちに租税納付の手続きをします。<u>ただし、当金庫で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>7.～21. (略)</p>